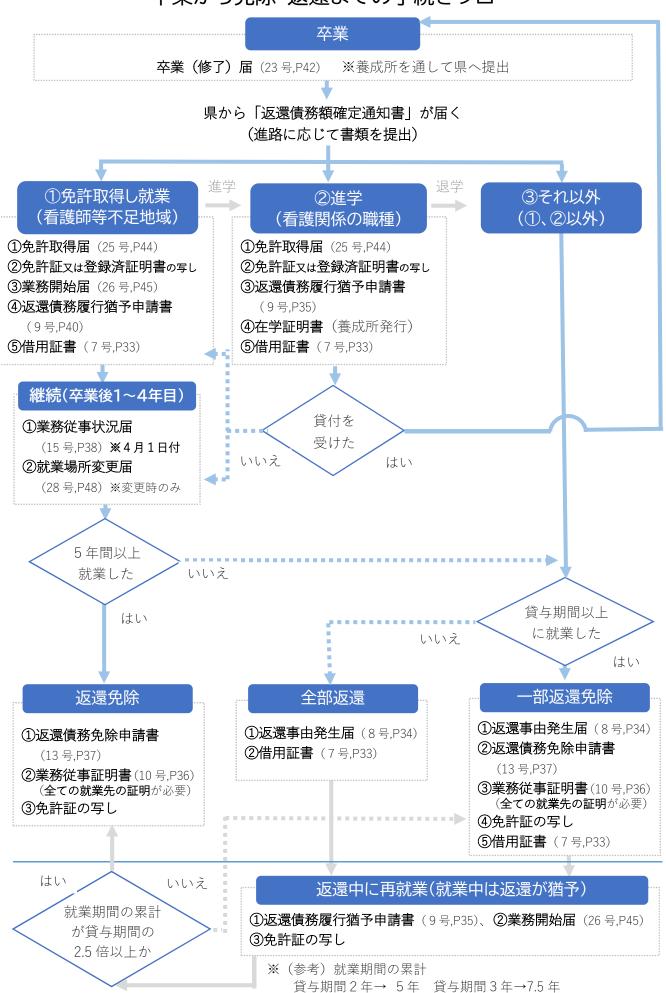
茨城県看護師等修学資金の手引き

~卒業後の手続について~

令和7年

茨城県保健医療部医療局医療人材課

卒業から免除・返還までの手続きフロー



目 次

はじ	ないに	•	•	•	1
1	卒業後速やかに提出する書類	•	•	•	2
2	卒業以降毎年提出する書類		•	•	2
3	返還債務履行猶予 (返還を延長する手続き)	•	•	•	4
4	全額免除(看護職員不足地域の医療機関等で5年間就業等)			•	5
5	一部免除・一部返還(貸与を受けた期間以上に就業し返還)	•	•	•	7
6	全額返還	•	•	•	10
7	就業中や返還などの場合に提出する書類	•	•	•	11
8	よくある質問	•	•	•	13
\bigcirc	条例・規則集	•			15
\bigcirc	記入例				30

はじめに

諸手続は速やかに確実にお願いします

- ・ この修学資金は、免許を取得した後、看護職員不足地域の医療機関等で一定期間 就業した場合に、貸与を受けた方からの申請に基づき返還債務免除が可能となる ものですので、必要な手続を必ず行うようお願いします。
- ・ 皆さんからの返還金は、後輩の方々の修学資金の原資となります。返還が滞りますと、後輩の方々への貸与にも著しく支障が生じますので、**速やかに返還**ください。
- ・ **手続や返還を怠った場合は、一括返還や保証人に返還を求めることになります**ので ご注意ください。また、返還金を期限内に納付しない場合、遅延利息が発生する ことがあります。

提出書類のダウンロード・記入上の注意

- ・ 提出書類は、**医療人材課ホームページの看護師等修学資金のページからダウンロ** ー**ドして記入**ください
- · 提出の際には、必ず**貸与決定番号(修学生番号)を記載**ください。
- ・ 記入誤りは、二重線で見消しして、訂正印を押してください(修正液等は不可)。

【医療人材課ホームページ】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ikusei/isei/div/nurse/educate/loan/shorui.html

1 卒業後速やかに提出する書類

卒業時に全員提出(3月) ※養成所を通して全員提出

「**卒業(修了)届** | (様式第 23 号: P42)



県から「修学資金返還債務額確定通知書」が届く|(提出後1~2ヶ月)

- 通知書の「貸与金額」「返還債務額」「利息額」を借用証書に転記ください。
 - ※ 貸与日(振込日)の翌日から、卒業月の末日(契約が解除された場合は解除日)まで の期間に、年10%の利息が付きます。

「利息=貸与額×貸与日の翌日から卒業月の末日(又は解除日)/365×10%|



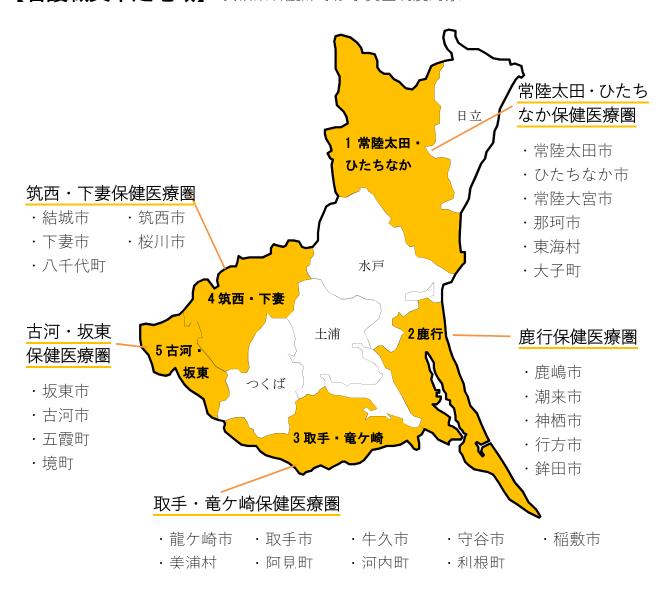
進路に応じて書類を提出(通知書到着後速やかに)

- ① 看護職員不足地域の医療機関等に就業
 - 「**免許取得届** | (様式第 25 号: P44)
 - 「免許証又は登録済証明書*の写し」※免許証に先立ち交付されるハガキ大の証明書
 - 「返還債務履行猶予申請書」(様式第9号:P35)
 - 「業務開始届 | (様式第 26 号: P45)
 - 「借用証書 | (様式第7号: P33)
- ② 他種の看護職員養成施設に進学 (例:准看護師養成施設卒業後2年課程へ)
 - 「**免許取得届** | (様式第 25 号: P44)
 - 「免許証又は登録済証明書*の写し」※免許証に先立ち交付されるハガキ大の証明書
 - 「返還債務履行猶予申請書」(様式第9号:P35)
 - 「借用証書 | (様式第7号: P33)
 - 「養成施設発行の在学証明書 |
- ③ その他 (免許未取得、看護職員不足地域以外に就業、看護職以外に進学や就業)
 - 「**返還事由発生届** | (様式第8号: P34)
 - 「借用証書 | (様式第7号: P33)

2 卒業以降毎年提出する書類

- 毎年4月に「業務従事状況届I(様式第15号:P38)を提出して下さい。
- 住所や就業先の変更、退職などの場合は、速やかに書類を提出ください。

【看護職員不足地域】 茨城県看護師等修学資金制度対象



【医療機関等】

- (1)病院
- (2)診療所 ※特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)は診療所として扱う
- (3) 病児保育事業を行う施設
- (4) 医療型障害児入所施設
- (5) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所等
- (6) 母子健康包括支援センター(助産師業務に従事する場合に限る)
- (7)介護老人保健施設
- (8)介護医療院
- (9) 訪問看護事業所等
- (10) 介護予防訪問看護事業所等

3 返還債務履行猶予(返還を延長する手続き)

卒業と同時に返還債務が発生します。しかし、以下の場合は**書類を提出することで、** 債務の返還が一時猶予(延長)されます。

ただし、猶予期間中でも、6の返還事由に該当した時点で、返還となります。

(1) 看護職員不足地域の医療機関等で就業

就業中は返還が猶予されます。返還期間中に再就業した場合も同様です。

【提出書類】

- · 「修学資金返還債務履行猶予申請書」(様式第9号:P35)
- 「看護職員業務開始届」(様式第26号:45ページ)
- 「免許証の写し」

(2) 在学中、又は卒業後に看護師2年課程、看護関係の大学(院)に進学

在学中は返還が猶予されます。

在学期間は原則として就業期間に含めることはできません。

※ 例外として、定時制で、養成施設の許可を得て授業時間外に就業する場合は、 就業期間に含めることができます。

【提出書類】

- · 「修学資金返還債務履行猶予申請書」(様式第9号:P35)
- 「在学証明書」

[その他の場合]

上記のほか、災害、疾病その他やむを得ない事由により業務従事を中断し、修学資金の返還が困難と認められる場合は、返還債務履行猶予手続により、一定期間返還債務の履行が猶予されます。

※ 出産・育児のため、医療機関等に就業しながら休暇を取得する場合はこれに該当 【提出書類】

- · 「修学資金返還債務履行猶予申請書」(様式第9号:P35)
- · 「災害の程度を証する書類、診断書、又はやむを得ない事由を証する書類」
 - ※ 記名・押印のある公的な証明書又はそれに準ずる証明書に限る。

4 全額免除(看護職員不足地域の医療機関等で5年間就業等)

卒業後1年以内に看護職員の免許を取得し、看護職員不足地域の医療機関等で、 看護職員として引き続き5年間(退職などで1ヶ月以上就業しない期間がないこと)就 業**すれば、返還債務が免除となります。

看護職員不足地域の範囲などの免除の要件は、卒業時ではなく、新規貸与時のもの が適用されます。

※ 以降、特に断りのない限り「就業」とは「看護職員不足地域の医療機関等で看護職員として就業すること」を指します。

【提出書類】(5年間就業しても、以下の書類を提出しなければ免除となりません)

- · 「修学資金返還債務免除申請書 | (様式第13号: P37)
- · 「看護職員業務従事証明書 | (様式第10号: P36)
 - ※ 就業場所を変更した場合は、就業した全施設からの証明が必要
- ・ 「免許証の写し」

事例:出産・育児などの理由で休業した場合

① 退職せずに育児休業などを取得

・ 就業は継続しているものとします(就業期間には入りません)。

例:退職せずに6ヶ月の育児休暇を取得して復帰した場合 $\rightarrow 5$ 年+6ヶ月で免除

② 育児休業などのために退職

[その他の免除事由]

上記のほか、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合にも免除となることがあります。なお、修学生が死亡した場合は、相続人又は保証人が手続をお願いします。

【提出書類】

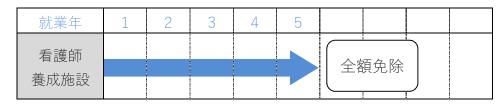
- · 「修学資金返還債務免除申請書」(様式第13号:P37)
- ・ 「診断書」(死亡した場合は死亡診断書)
- ・ 「心身の故障又は死亡が業務に起因することを証明する書類」
 - ※ 発行者の記名・押印のある公的証明書又はそれに準ずる証明書に限る。

5年間就業して全額免除になる事例

看護職員不足地域にある医療機関等で5年間就業すれば全額免除になります。

※退職などで1ヶ月以上就業しない期間があれば全額返還となります(P10を参照)。

(1) 1つの看護師等養成施設のみで貸与を受けた場合

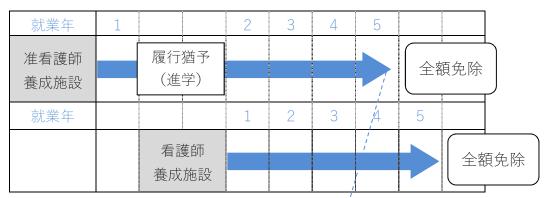


(2) 2つ以上の看護師等養成施設で貸与を受けた場合

准看護師として1年就業後、看護師養成所で免許取得し、看護師として就業した事例 ※ 免除申請は、それぞれの貸付ごとに必要です。

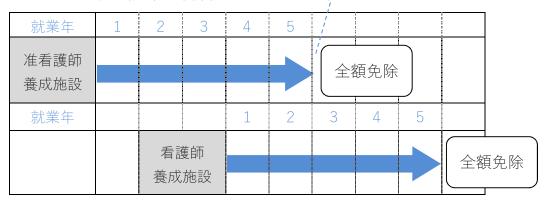
① 退職して進学

退職し、看護師2年課程に進学して2年間貸与を受けた



② 就業しながら進学

退職せずに、看護師2年課程に進学して2年間貸与を受けた



5 一部免除・一部返還(貸与を受けた期間以上に就業し返還)

(1) 債務が一部免除となる場合

貸与を受けた期間以上に就業し、返還する場合には、履行期の到来していない債務の一部が免除されます。

※ 貸与期間より就業期間が短い場合には、全額返還となります。 貸与期間が2年未満の場合、2年以上の就業が必要です。

(2) 一部免除・一部返済後に再就業し、残りの全額が免除となる場合

返還後に再就業した場合、**返還前も合わせた就業期間が貸与期間の 2.5 倍以上**となったとき、残りの債務の全額が免除となります。

【免除額】

返還債務額(又は返還未済額) × 就業期間 ÷ 貸与期間* × 2/5

※ 貸与期間が2年未満のときは、2年として計算します。 計算方法は次のページに記載しています。

【提出書類】

- · 「修学資金返還債務免除申請書」(様式第13号:P37)
- · 「看護職員業務従事証明書」(様式第10号:P36)
 - ※ 就業場所を変更した場合は、就業した全施設からの従事証明が必要
- ・「免許証の写し」

「その他の免除事由」

上記のほか、一部免除・一部返済後に再就業したが、死亡(業務上以外の事由)、災害 又はやむを得ない事由により業務を継続することができなくなったときで、知事が適当と 認めた場合には、履行期の到来していない返還債務について免除制度の適用があります。 なお、修学生が死亡した場合は、相続人又は保証人が手続をお願いします。

【免除額】

· 免除額は、実情に応じその都度決定することとなります。

【提出書類】

- · 「修学資金返還債務免除申請書」(様式第13号:P37)
- ・ 「災害の程度を証明する書類、診断書(死亡したときは死亡診断書)又はやむを得な い事由を証明する書類 |
 - ※ 記名・押印のある公的な証明書又はそれに準ずる証明書に限る。

部免除の事例

【計算の想定】 ※下記は計算のための想定であり、金額等は条件によって変わります。

· 貸与期間:3年間(36か月) = 一部免除可能な就業期間(4(1)①を参照)

· 貸与額: 1,484,535 円 (元金 1,296,000 円、利息 188,535 円)

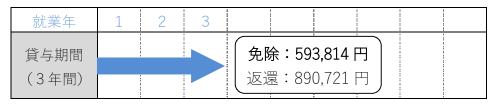
(1)3年間就業して返還(一部免除) 就業期間≧貸与期間

【返還債務免除額】

1,484,535 円 × 36 ヶ月 (就業) ÷ 36 ヶ月 (貸与) × 2/5 = 593,814 円

【返還額】

 $1,484,535 \, \Box - 593,814 \, \Box = 890,721 \, \Box$



(2)就業期間が3年に満たず返還(全額返還) 就業期間<貸与期間

【返還債務免除額】

0 円 ← 24ヶ月(就業) < 36ヶ月(貸与)

【返還額】

1,484,535 円

就業年	1	2	3	
貸与期間 (3年間)		>		免除: 0円 返還:1,484,535円

(3)(2)での返還中に再就業

※(1)のケースの返還中でも再就業した場合には同じ扱いになります。

【(3)の計算の想定】 ※下記は計算のための想定であり、金額等は条件によって変わります。

- ・ 返還期間・回数:3年間36回払いで24回支払った後に再就業
- · **返還額:990,135 円**(初回 42,535 円×1 回 + 2 回目以降 41,200 円×35 回)
- ・ 残りの債務が全額免除可能な就業期間:通算 7.5 年(90 か月=36 か月×2.5)※ 貸与期間が2年以下の場合は通算5年(60 か月=24 か月×2.5)
- ①が通算 7.5 年以上就業した場合、②が通算 7.5 年未満の就業の場合

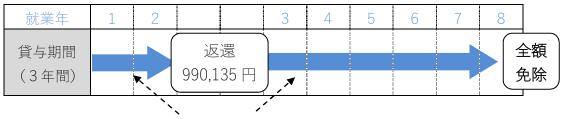
① 残債務が全額免除(通算就業期間が貸与期間の2.5倍以上)

【返還未済額】

 $1,484,535 \, \Box - 990,135 \, \Box = 494,400 \, \Box$

【返還債務免除額】

494,400 円 × 90 か月 ÷ (36 か月 × 2.5) = 494,400 円 (全額免除)



通算 7.5 年 (7.5 年以上) ※貸与期間 2 年以下の場合: 7.5 年でなく 5 年

② 残債務が一部免除(通算就業期間が貸与期間の2.5倍未満)

【返還未済額】

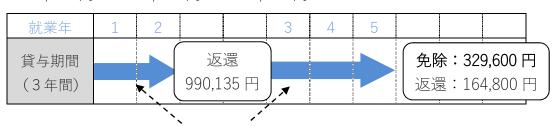
 $1.484.535 \, \oplus \, - \, 990.135 \, \oplus \, = \, 494.400 \, \oplus \,$

【返還債務免除額】

494,400 円 × 60 か月 ÷ (36 か月 × 2.5) = 329,600 円 (一部免除)

【返還額】

494,400 円 -329,600 円 =164,800 円



通算5年(7.5年未満) ※貸与期間2年以下の場合:7.5年でなく5年以

6 全額返還

卒業と同時に返還債務が発生します。

3の返還債務猶予申請により、**進学や就業の間は返還が猶予**されますが、**次の条件** に該当した場合には、返還となります。

【返還の条件】

- 在学中
 - ・ 退学した 等
- ② 就業後5年間*が経過する前
 - ・ 看護職員不足地域以外に就業した
 - ・ 看護職以外に進学や就業をした
 - ・ 卒業後1年以内に免許を取得できなかった
 - ・ 返還債務の猶予の申請をしなかった
 - ・ 退職後、就業せず1ヶ月以上経過した
 - ・ 貸与期間(2年未満の場合は2年)に達する前に退職した 等

③ 5年間※就業後

免除申請を提出しなかった 等※ 一度返還した場合には免除期間は異なる場合があります(P8 参照)

【提出書類】

・ 「修学資金返還事由発生届」(様式第8号:34ページ)

【返還回数】(以下の4パターンから選択可能)

いずれも、貸与期間以上の回数を選択することはできません。

類型	概要	例:3年間貸与	例:2年間貸与
1 年賦返還	年1回払	3回払	2回払
2 半年賦返還	半年に1回払	6 回払	4回払
3 月賦返還	月1回払	36 回払以内	24 回払以内
4 一時返還	一度に全額返還	1回払	1回払

「返還額の計算方法] (P10 の一部免除の事例の条件で計算)

① $1.484.535 \, \text{\Pi} \, \div \, 36 \, \text{\Pi} \, = \, 41.237 \, \text{\Pi}$

→41.200円(2回目以降)※100円未満切り捨て

② $41,200 \, \text{\pm} \, \times \, 35 \, \text{\pm} \, = \, 1,442,000 \, \text{\pm}$

※35回:返還回数-1

③ $1.484.535 \, \square$ $- 1.442.000 \, \square$ = $42.535 \, \square$ (1 回目)

※同様の計算は、「返還事由発生届」の記載例(様式8号:P34)にも記載しています。

7 就業中や返還などの場合に提出する書類

(1)就業中に提出するもの

事 由	提出書類
毎年4月	「業務従事状況届」(様式第15号: P38) ※(2)の全額免除後は提出不要
他種の養成施設に進学 (例:看護師2年課程など)	「返還債務履行猶予申請書」(様式第9号:P35) 「養成施設が発行する在学証明書」
就業場所を変更	「就業場所変更届」(様式第28号:P48) ※ 就業場所変更届の取得に合わせ業務従事証 明書を取得しておくことをお勧めします。

(2)全額免除の際に提出するもの

- · 「返還債務免除申請書」(様式第 13 号: P37)
- · 「業務従事証明書」(様式第 10 号: P36)
 - ※ 就業場所を変更した場合、就業した全施設からの証明が必要。
- ・ 「免許証の写し」

(3)返還する際に提出するもの

事 由	提出書類
就業期間が貸与期間以下 (全額返還)	「返還事由発生届」(様式第8号:P34)
就業期間が貸与期間以上(一部返還・一部免除)	「返還債務免除申請書」(様式第13号:P37) 「業務従事証明書」(様式第10号:P36) ※ 就業場所を変更した場合、就業した全施設からの 証明が必要。 「返還事由発生届」(様式8号:P34) 「免許証の写し

(4)返還中に提出するもの

事 由	提出書類
返還中に再就業 (書類提出で残額の返還猶予)	「返還債務履行猶予申請書」(様式第9号: P35) 「業務開始届」(様式第26号: P45) 「免許証の写し」
返還回数の変更 (例:毎月返還しているとき に、残金を一括で返還)	「修学資金返還方法変更願」 ※任意様式で、以下を記入する。 ① 返還残額・希望する返還方法 (例:看護師等修学資金返還金〇〇〇円の 一括返還を希望します) ② 提出日付、記名、押印

(5)各種変更

事 由	提出書類
氏名、住所等を変更	「修学生氏名/住所変更届」(様式第16号:P40)
保証人の氏名、住所等を変更	「保証人氏名/住所変更届」(様式第24号:P43)
保証人の変更や保証人が死亡	「保証人変更届」(様式第4号: P37) (保証人の署名・実印の押印、印鑑証明書添付)

[その他]

事由	提出書類
災害、疾病その他やむを得ない事由 により業務を中断する場合 (返還債務履行猶予)	「返還債務履行猶予申請書」(様式第9号:P35) 「災害の程度を証する書類、診断書又はやむを得ない事由を証する書類」 ※ 発行者の記名・押印のある公的な証明書又はそれに準ずる証明書に限る。
業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合 (返還債務免除)	「返還債務免除申請書」(様式第 13 号: P37) 「診断書(死亡したときは死亡診断書)」 「心身の故障又は死亡が業務に起因することを証明する書類」 ※ 発行者の記名・押印のある公的な証明書又はそれに準ずる証明書に限る。
死亡、災害、又はやむを得ない事由 により修学資金を返還できなくな った場合 (返還債務免除)	「返還債務免除申請書」(様式第 13 号: P37) 「災害の程度を証明する書類、診断書(死亡したときは 死亡診断書)又はやむを得ない事由を証明する書類」 ※ 発行者の記名・押印のある公的な証明書又はそれ に準ずる証明書に限る。

8 よくある質問

Q1:「看護職員不足地域」は、今後変わることがあるか

ありえます。ただし、免除の際は、新規貸与を受けた時点での要件が適用されます。

Q2:4月に退職し5月に再就業したが、業務に引き続き従事したことになるか

就業施設を変更した場合「前の施設を退職した月」と「次の施設に就業した月」が連続していれば、**引き続き業務に従事(就業)しているものとして扱います。**

- 引き続き就業:4月1日に前の施設を退職し、5月31日に次の施設に就業
- 返還:4月30日に前の施設を退職し、6月1日に次の施設に就業
 - →5月の1か月間は就業していないため、返還となります。

03:卒業後すぐに就業したが、必要な手続は何か

以下の書類を提出してください。また、次の年から、毎年4月に「業務従事状況届」(様式第15号)の提出が必要です(○4参照)。

- ① 業務開始届(様式第26号:P45)
- ② 返還債務履行猶予申請書(様式第9号:P35)
- ③ 借用証書(様式第7号:P33)

〇4:就業先が変わらなければ、就業してから書類は提出しなくてよいか

いいえ、免除となるまで毎年4月1日現在で「業務従事状況届」(様式第 15 号: P38) を 提出してください(2 ページ参照)。

Q 5 : 4 月から就業したが、免許申請が遅れ、免許の登録日が 6 月になった。 免許がなかった 4 月、 5 月の 2 ヶ月分は、返還が必要か

1年以内に免許を取得しているので、返還の必要はありません(免除事由は「卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得」(条例第8条第1項第1号))。

ただし、免許のない期間は、原則として従事期間に含めることができません。

また、卒業年度の資格試験に合格しなければ卒業後1年以内に免許を取得できないことになるので、返還となります。

Q6:就業先は辞めず育児休業を1年取得し復職した場合、休業期間分の返還が必要か

就業先を辞めずに取得する育児休業では、**就業は中断しませんので、返還不要です。** ただし、休業期間は、就業期間に算入できません。 なお、退職した場合は、育児休業のためであっても、返還となります。

Q7:何年就業すれば一部免除を受けられるか

貸与期間以上に就業すれば一部免除となります(条例第8条第2項)。

- (例) 3年間貸与 → 3年以上就業で一部免除
 - 2年間貸与 → 2年以上就業で一部免除
 - 1年間貸与 → 2年以上就業で一部免除(2年未満は2年以上の就業が必要)

Q8:結婚して姓や住所が変わったが、必要な手続きは何か

速やかに「修学生氏名/住所変更届」(様式第16号: P40) を提出ください。 保証人変更は「保証人氏名/住所変更届」(様式第24号: P43) を提出ください。

〇9:退職した場合はどうなるのか

修学資金を返還することになります。返還は以下の流れで行います。

- ① 「返還事由発生届」(様式第8号:P34)を提出する。
- ② 県が納入通知書(振込用紙)を発行する。
- ③ 近隣の金融機関(郵便局は除く)の窓口で支払う。 ※ 口座引き落としはできません。

Q10:5年間就業すると、貸付は自動的に免除になるのか

免除に必要な期間が満了したら、**以下の3点を提出して初めて免除となります。**忘れずに提出してください(5ページ参照)。

- ① 「返還債務免除申請書 | (様式第 13 号: P37)
- ② 「業務従事証明書」(様式第10号: P36) ※就業場所を変更した場合は、就業した全施設からの証明書
- ③ 「免許証の写し」

条例 · 規則集



○茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(解説) 昭和37年6月15日 茨城県条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県の区域内における保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保及び質の向上に資するため、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)を養成する学校若しくは養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者であつて、将来看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第1条の2 この条例において「看護職員不足地域」とは、看護職員の不足によりその確保が必要な地域として規則で定める地域をいう。
- 2 この条例において「医療機関等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)は、診療所として取り扱います。

※施設基準上、必ず診療所の届出をすることとなっているため

(2) 前号に掲げるもののほか、法令の規定により看護職員の配置が必要とされる施設等であつて規則で定めるもの

「看護職員不足地域」と「医療機関等」は、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の第1条の2、第1条の3に定めています。

(修学資金の貸与契約)

第2条 知事は、次に掲げる者で将来看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の 業務に従事しようとするものと、保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金(以下「修学 資金」という。)を貸与する契約(以下「貸与契約」という。)を結ぶことができる。

貸与時には住所、学校・養成施設の所在地による限定はありません。

- ※卒業後に県内の看護職員不足地域にある医療機関等に就業する必要あり
- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所(以下「保健師養成施設」という。)に在学している者

大学は、保健師養成施設としては扱いません。

- ※保健師コースがある場合でも第3号(看護師養成施設)にあたる
- (2) 法第20条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した助産師養成所(以下「助産師養成施設」という。)に在学している者

助産師における大学の取扱いは、保健師と同じです。

(3) 法第21条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所(以下「看護師養成施設」という。)に在学している者

大学・短大・専修学校・高等学校専攻科・5年一貫校全てを含みます。

- (4) 法第22条の規定に基づき都道府県知事が指定した准看護師養成所(以下「准看護師養成施設」という。)に在学している者
- (5) 看護師の免許を取得し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条の規定に基づく国内の 大学院の修士課程(以下「修士課程」という。)において看護に関する専門知識を修得しよう とする者

助産研究科など専門修士は貸与の対象ですが、博士課程は対象となりません。

(修学資金の貸与)

第3条 修学資金は、毎年度予算の範囲内で、貸与契約に定められた月から在学している養成施設を卒業する日又は修士課程を修了する日の属する月まで、次の表の左欄に掲げる区分に従い、 当該養成施設又は当該修士課程に在学している者に対し、それぞれ右欄に定める金額を貸与するものとする。

	金額		
保健師養成施設	国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構その	月額	32,000円
助産師養成施設	他規則で定める者(以下「国等」という。)が設置		
看護師養成施設	するもの		
	国等以外の者が設置するもの	月額	36,000円
准看護師養成施設	国等が設置するもの	月額	15,000円
	国等以外の者が設置するもの	月額	21,000円
修士課程		月額	83,000円

- 2 修学資金は、3月ごとに年4回に分けて交付する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
- 3 修学資金には、前2項の規定により貸与を受けた修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が養成施設を卒業する日又は修士課程を修了する日の属する月の末日(第5条第1項の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)ま

での期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

利息額は、卒業(修了・契約解除)後に県から通知する返還債務確定通知書に記載してあります。

(保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、2人の保証人を立てなければならない。

保証人は、原則として独立生計を営むもの(保証人同士が同一世帯の住民票でないこと)で、うち1人は県内の居住者となります。

ただし、県外に住んでいるなどの理由で、県内で適任者を探すことが困難な場合は、例外的に県外居住者2名を保証人として認める場合もあります。

2 前項の場合において、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人の1人は、法定代理人でなければならない。

修学生が未成年の場合、保証人のうち1人は必ず法定代理人(親)となります。 保証人2人をどちらも両親とすることは、原則として認められません。

3 第1項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の休止、保留等)

- 第5条 知事は、貸与契約の相手方(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当する に至つたときは、その契約を解除するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

留年した場合は、同じ学年で再度貸与を受けることはできません(第5条の規定が適用)。ただし、進級すれば再度貸与を受けることが可能です。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

次年度まで休学する場合、休学後に受けた貸与は返還となります(第2項のみなし規定の適用はなし)。

また、次年度以降に復学した場合、休学前に貸与を受けなかった期間を限度に 貸与を受けることができます。

- 例)休学前に8ヶ月貸与を受け、復学した→残りの4ヶ月貸与が可能
- 3 知事は、修学生が正当な理由がないにかかわらず、第10条の規定による求めに応じなかった場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(修学資金の返還)

第6条 修学資金は、修学生が養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した日(前条第1項の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)の属する月の翌月から起算して、養成施設に在学して修学資金の貸与を受けた者(以下「養成施設修学生」という。)にあつては貸与を受けた期間に相当する期間内に、修士課程に在学して修学資金の貸与を受けた者(以下「修士課程修学生」という。)にあつては10年以内に月賦、半年賦その他規則で定める方法により、修学資金に第3条第3項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。この場合において、返還すべき期間に、前条第2項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間があるときは当該期間を除き、次条第1号、第2号又は第5号に掲げる事由に該当したことにより返還の債務の履行が猶予された期間があるときは当該期間を加えるものとする。

(返還債務の履行の猶予)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、**履行期の到来していない**修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

返還債務履行猶予の申請前に発生した未納額は返還する義務があります。 また、既に支払いをした金額の返還を求めることはできません。

- 例) 卒業し6月に就業して猶予申請した
 - →未就業の4、5月分は返還が必要
 - 退職し6月に再就業したが猶予申請は8月になった
 - →8月分まで返還が必要

(就業しても猶予申請をしなければ返還が続きます)

- ※「履行期の到来していない」:返還の猶予期間中は「履行期が到来していない」こととなります。
 - 例) 在学中に継続貸与を辞退した→卒業までは返還を猶予 卒業後不足地域で就業し猶予申請した→就業中は返還を猶予
- (1) 第5条第1項の規定により貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設又は当該修士 課程に在学しているとき。
- (2) 当該養成施設を卒業後更に他種の養成施設において修学し、又は当該修士課程を修了後更に

博士課程において修学しているとき。

退学後は猶予でなく返還となります(他の施設に入学・進学しても同じです)。

※「他種」: 看護関係を指す

- (3) 養成施設修学生が、看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事しているとき。
- (4) 修士課程修学生が、当該修士課程を修了後、看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事し、引き続き当該業務に従事しているとき。
- (5) 災害、疾病**その他やむを得ない事由**により、修学資金の返還の債務の履行を猶予する必要があると認めるとき。
 - ※「その他やむを得ない事由」:単なる経済的理由や出産・育児のための退職は 該当しません。

(返還債務の免除)

- 第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。
 - (1)養成施設修学生が、当該養成施設を**卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得**し、**直ちに**看護職員不足地域に存する医療機関等において**看護職員の業務に従事**した場合で、**引き続き**当該業務に従事した期間が5年に達したとき。
 - (2) 修士課程修学生が、当該修士課程を修了した日から1年以内に看護職員不足地域に存する 医療機関等において看護職員の業務に従事した場合で、引き続き当該業務に従事した期間が 5年に達したとき。
 - (3) 前条第3号若しくは第4号に規定する業務従事期間中又は同条第5号に掲げる事由により 業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因 する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、規則で定めるところにより、貸与した修学資金の返還の債務のうち履行期が到来していない部分の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 養成施設修学生が看護職員不足地域に存する医療機関等において看護職員の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。
 - (2) 死亡、規則で定める程度以上の災害又は疾病その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することができなくなつたとき。

各種用語

- ※「免許取得」: 籍に登録されること
 - · 「卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得」するには、卒業年 度の資格試験に合格することが必要です。
 - 5月以降に免許を取得した場合でも返還の必要はなく、取得した月から 就業したことになります。
 - · 不合格の場合は、次年度以降に合格し、免許取得して就業するまでの分は返還となります。
- ※「直ちに」: 免許取得から就業開始まで1ヶ月以上空かずに
 - 例) 3月中に免許を取得し5月から就業した場合、4月分は返還
- ※「看護職員の業務」:養成施設の免許種別に沿った業務(第2条各号に規定)
 - 例)助産師養成施設で貸与を受けた者が看護師業務に従事した場合は返還
 - 例)准看護師で貸与を受け、進学して看護師免許を取得し、看護師業務に従事した場合は、返還不要(看護師業務は准看護師業務を包含するため)
- ※「従事」:雇用契約を結んで看護職員の業務を行っていること。
 必ずしも正規職員である必要はありません。
- ※「引き続き」: 就業施設を変更する際などに、未就業の期間が1ヶ月未満
 - 例) 3月に前施設を退職し5月に新施設で就業した場合、4月分は返還 (4月中は就業していないため、未就業の期間は1ヶ月以上)

(遅延利息)

第9条 修学生は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を払わなければならない。ただし、知事は、やむを得ない事由があると認めたときは遅延利息を減免することができる。

(学業成績表等の提出)

第10条 知事は、修学生に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(期間の計算方法)

第11条 この条例に規定する期間の計算は、すべて月数によるものとする。

少なくとも1日以上就業すれば、その月は就業したものとして扱います。

(委任)

第12条 この条例の実施のための手続その他必要な事項は、規則で定める。

規則名

「茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則」

付 則 一部略

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、第9条に規定する遅延利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

付 則 一部略

付 則(平成30年条例第36号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に結ぶ保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する契約(以下「貸与契約」という。)について適用し、同日前に結んだ貸与契約及び同日前から引き続き修学資金の貸与を受けるために結ぶ貸与契約については、なお従前の例による。

○利率等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整理に関する条例(抄) 昭和45年6月30日 茨城県条例第34号

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第13条 前各条の規定による改正後の条例の規定に定める延滞金、遅延利息及び違約金その他これらに類するものの額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

○茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(解説) 昭和37年10月31日 茨城県規則第99号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和37年 茨城県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(看護職員不足地域)

- 第1条の2 条例第1条の2第1項の規則で定める地域は、医療法(昭和23年法律第205号) 第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第12号の区域のうち、次に掲 げる区域とする。
 - (1) 常陸太田・ひたちなか保健医療圏(常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村及び大子町の区域をいう。)
 - (2) 鹿行保健医療圏 (鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市及び鉾田市の区域をいう。)
 - (3) 取手・竜ケ崎保健医療圏(龍ケ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町及び利根町の区域をいう。)
 - (4) 筑西・下妻保健医療圏 (結城市、筑西市、下妻市、桜川市及び八千代町の区域をいう。)
 - (5) 古河・坂東保健医療圏(坂東市、古河市、五霞町及び境町の区域をいう。)

(医療機関等)

- 第1条の3 条例第1条の2第2項第2号の規則で定める施設等は、次のとおりとする。
 - (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業を行う施設
 - (2) 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
 - (3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 厚生労働省令第 15 号) において看護師を置くこととされている事業所
 - (4) 母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センター (助産師の業務に従事する場合に限る。)
 - (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (6) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - (7) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所
 - (8) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所

(修学資金の貸与申請)

第2条 条例第2条の規定により保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、 所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第1号から第4号までに掲げる者にあつては当該各号に定める養成施設の長の 推薦書、同条第5号に掲げる者にあつては看護師免許証の写し及び大学院の修士課程の在学 証明書
- (2) 住民票の写し(修学資金の貸与を受けようとする者について、住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府 県知事保存本人確認情報をいう。)の利用をすることができない場合に限る。)

(修学資金の貸与の適否の決定)

第3条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸与 の適否を決定するものとする。

継続貸与者は、原則貸与となります。

貸付は継続の方が優先になりますので、新規の希望者の全てが貸与を受けられるわけではありません。また、新入生以外でも、新規貸与の対象となります。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸与の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金貸与(不承認)決定通知書により修学資金の貸与を申請した者に通知するものとする。

(修学資金貸与契約書の提出)

第4条 前条第2項の修学資金貸与決定通知を受けた者(以下「修学生」という。)は、修学資金貸与契約書に保証人と連署の上、これを知事に提出しなければならない。

契約書には、連帯保証人の署名と実印による押印、印鑑証明書の添付が必要となります。また、契約日は、貸与決定の日になります。

(保証人)

- 第5条 条例第4条第1項に規定する保証人は、独立の生計を営む者で、そのうち1人は、原則 として県内に居住する者でなければならない。
- 2 修学生は、保証人を変更するときは、直ちに、修学生保証人変更届に保証人の印鑑登録証明書を添えて知事に提出しなければならない。

修学生保証人変更届には、連帯保証人の署名と実印による押印、印鑑証明書の 提出が必要になります。

(貸与契約の解除の通知)

第6条 知事は、条例第5条第1項の規定により貸与契約を解除するときは、遅滞なく、修学資金貸与契約解除通知書により修学生及び保証人に通知するものとする。

(返還債務の額の確定)

- 第7条 知事は、修学生が養成施設を卒業する日又は大学院の修士課程を修了する日の属する月の末日(条例第5条第1項の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日)後、遅滞なく、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の額を確定し、修学資金返還債務額確定通知書により修学生に通知するものとする。
- 2 修学生は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、修学資金借用証書に保証人と 連署の上、これを知事に提出しなければならない。

修学資金借用証書は、貸与開始から卒業(修了・契約解除)時までに貸与を受けた総額を記入して提出してください。その際、利息額も記入が必要となります。

(返還方法)

- 第8条 条例第6条の規定による修学資金の返還の方法は、次に掲げるとおりとし、そのいずれによるかは、知事が修学生と協議の上、定めるものとする。
 - (1) 年賦返還 毎年3月末までに均等償還するもの
 - (2) 半年賦返還 毎年度上期及び下期に均等償還するもの
 - (3) 月賦返還 毎月月末までに均等償還するもの
 - (4) 一時返還 返還の事由が発生してから2月以内に全額を一時に償還するもの

2つの養成施設で貸与を受けた場合、それぞれ別の債権として手続をします。

- 例) 准看護師養成施設で2年、看護師養成施設(2年課程)で3年の貸与を 受け、月賦で返還する場合
 - → 准看護師分を2年間で、看護師分を3年間で返還する。 最初の2年間は准看護師分に看護師分を上乗せした両方の分を 返還することになる。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までの方法により償還している場合においては、残りの債務を繰り上げて償還することができる。

繰上げ返還を希望する場合、返還方法の変更願(任意様式)を提出してください。

(返還事由発生届)

第9条 修学生は、条例第7条各号のいずれにも該当しないとき又は該当しなくなつたときは、 遅滞なく、修学資金返還事由発生届を知事に提出しなければならない。この場合において、同 条各号のいずれにも該当しない事由又は該当しなくなつた事由が、修学生の死亡(条例第8条 第1項第3号に該当する死亡を除く。)によるものであるときは、修学資金返還事由発生届の提 出は、当該修学生の相続人(相続人がいないときは当該修学生の保証人。以下同じ。)が行うも のとする。 (返還債務の履行猶予の申請)

第10条 修学生は、条例第7条各号のいずれかに該当する場合において、返還債務の履行の猶予 を受けようとするときは、遅滞なく、修学資金返還債務履行猶予申請書に、次の各号に掲げる 区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

返還債務の履行猶予は、「修学資金返還債務履行猶予申請書」の提出後に履行期が到来する債務が対象となります。猶予事由が発生してしてから申請書が提出されるまでの間に履行期が到来した債務は、猶予の対象となりませんので、速やかな手続が必要となります。

- (1) 条例第7条第1号又は第2号に該当するとき 養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程に在学していることを証する書類
- (2) 条例第7条第3号又は第4号に該当するとき 条例第1条に規定する看護職員(以下「看護職員」という。)の免許証の写し及び看護職員業務従事証明書
- (3) 条例第7条第5号に該当するとき 災害の程度を証明する書類、診断書又はやむを得ない 事由を証明する書類

(返還債務の履行猶予の適否の決定)

- 第11条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、返還債務の履行 の猶予の適否を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により返還債務の履行の猶予の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金返還債務履行猶予(不承認)決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還債務の履行猶予の中止決定)

第12条 知事は、条例第7条の規定により猶予を受けていた者が、同条各号に掲げる事由に該当しなくなつたと認めるときは、当該猶予を中止し、修学資金返還債務履行猶予中止決定通知書により、当該猶予を受けている者に通知するものとする。

(返還債務の免除申請)

第13条 修学生は、条例第8条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合において、 返還債務の免除を受けようとするときは、遅滞なく、修学資金返還債務免除申請書に、次の各 号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

免除事由発生時には、速やかに書類を提出ください。 猶予期間が経過しても免除申請が提出されず、就業していることが確認できない場合は、一括返還となります。

(1) 条例第8条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号に該当するとき 看護職員の免 許証の写し及び看護職員業務従事証明書 免除額は、次の式により計算します(1円未満切捨て)。 免除額 = 返還債務額(又は返還未済額) × 就業期間 ÷ (貸与期間* × 2.5) ※ 貸与期間が2年未満のときは、2年として計算します。

- (2)条例8条第1項第3号に該当するとき(修学生が死亡したときを除く。) 診断書及び心身 の故障が業務に起因することを証明する書類
- (3) 条例第8条第2項第2号に該当するとき(修学生が死亡したときを除く。) 災害の程度を 証明する書類、診断書又はやむを得ない事由を証明する書類
- 2 修学生が死亡した場合において、条例第8条第1項第3号又は第2項第2号のいずれかに該当し、かつ、返還債務の免除を受けようとするときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学資金返還債務免除申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - (1)条例第8条第1項第3号に該当するとき 死亡診断書及び死亡が業務に起因することを証明する書類
 - (2) 条例第8条第2項第2号に該当するとき 死亡診断書
- 3 条例第8条第2項第1号に該当する場合において免除することができる返還債務の額は、条例第1条の2第1項に規定する看護職員不足地域に存する同条第2項に規定する医療機関等(以下「看護職員不足地域に存する医療機関等」という。)における業務従事期間を修学資金の貸与を受けた期間(この期間が2年に満たないときは、2年とする。)の2分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を返還債務の額(履行期が到来していない部分に限る。)に乗じて得た額とする。
- 4 条例第8条第2項第2号の規則で定める程度以上の災害又は疾病は、家財の2分の1以上が 滅失し、若しくはき損した災害又は業務に従事することを著しく阻害する疾病で、知事が適当 と認めたものとする。この場合において、免除する返還債務の額は、知事がその都度定める。

(返還債務の免除の適否の決定)

- 第14条 知事は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、返還債務の免除 の適否を決定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により返還債務の履行の免除の適否を決定したときは、遅滞なく、修学資金返還債務免除(不承認)決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(業務従事状況届)

第15条 養成施設を卒業し、又は大学院の修士課程を修了して、看護職員の業務に従事している 修学生は、毎年4月1日現在において当該業務に従事している看護職員不足地域に存する医療 機関等の所在地及び名称その他必要な事項を、同月15日までに看護職員業務従事状況届により 知事に届け出なければならない。

(その他の届出)

第16条 前各条に定めるものを除くほか、修学生(第10号にあつては、養成施設を卒業した者に

限る。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に掲げる届出書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 修学生/氏名/住所/変更届
- (2) 修学資金の貸与を辞退するとき 修学資金辞退届
- (3) 退学したとき 修学生退学届
- (4) 休学するとき 修学生休学届
- (5) 停学の処分を受けたとき 修学生停学届
- (6) 復学したとき 修学生復学届
- (7) 転学したとき 修学生転学届
- (8) 卒業又は修了したとき 修学生卒業(修了) 届
- (9) 保証人の氏名又は住所を変更したとき 保証人/氏名/住所/変更届
- (10) 看護職員の免許を取得したとき 看護職員免許取得届
- (11) 看護職員の業務を開始したとき 看護職員業務開始届
- (12) 看護職員の業務を廃止したとき 看護職員業務廃止届
- (13) 看護職員としての就業の場所を変更したとき 看護職員就業場所変更届
- 2 修学生が条例第5条第1項第5号に該当するときは、当該修学生の相続人は、遅滞なく、修学生死亡届を知事に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第17条 次の表の左欄に掲げる条項に基づく当該中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

該当条項	申請書等の種類	様式
第2条	修学資金貸与申請書	様式第1号
第3条第2項	修学資金貸与(不承認)決定通知書	様式第2号
第4条	修学資金貸与契約書	様式第3号
第5条第2項	修学生保証人変更届	様式第4号
第6条	修学資金貸与契約解除通知書	様式第5号
第7条第1項	修学資金返還債務額確定通知書	様式第6号
第7条第2項	修学資金借用証書	様式第7号
第9条	修学資金返還事由発生届	様式第8号
第10条	修学資金返還債務履行猶予申請書	様式第9号
第10条第2号及び第13条	看護職員業務従事証明書	様式第10号
第1項第1号		
第11条第2項	修学資金返還債務履行猶予(不承認)決定通知書	様式第11号
第12条	修学資金返還債務履行猶予中止決定通知書	様式第12号
第13条第1項及び第2項	修学資金返還債務免除申請書	様式第13号
第14条第2項	修学資金返還債務免除(不承認)決定通知書	様式第14号
第15条	看護職員業務従事状況屆	様式第15号
第16条第1項第1号	修学生/氏名/住所/変更届	様式第16号
第16条第1項第2号	修学資金辞退届	様式第17号
第16条第1項第3号	修学生退学届	様式第18号
第16条第1項第4号	修学生休学届	様式第19号

第16条第1項第5号	修学生停学届	様式第20号
第16条第1項第6号	修学生復学届	様式第21号
第16条第1項第7号	修学生転学届	様式第22号
第16条第1項第8号	修学生卒業(修了)届	様式第23号
第16条第1項第9号	保証人/氏名/住所/変更届	様式第24号
第16条第1項第10号	看護職員免許取得屆	様式第25号
第16条第1項第11号	看護職員業務開始届	様式第26号
第16条第1項第12号	看護職員業務廃止屆	様式第27号
第16条第1項第13号	看護職員就業場所変更届	様式第28号
第16条第2項	修学生死亡届	様式第29号

(書類の経由)

第18条 条例第2条の規定により修学資金の貸与申請を行おうとする者(大学院の修士課程に在学している者を除く。)又は養成施設に在学している修学生が、この規則により知事に提出する書類は、養成施設の長を経由しなければならない。

在学中は、養成施設を通して書類の提出をお願いします。

また、卒業後は、県に直接書類を提出することになりますので、条例及び施行 規則を十分に理解し、遺漏のないよう手続をお願いします。

※貸与を希望しても養成施設の協力が得られない場合はご相談ください。

付 則

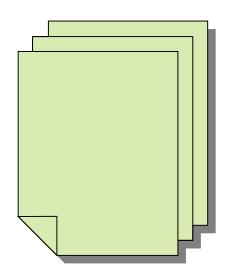
この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

付 則 一部略

付 則 (平成 30 年規則第 80 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に結ぶ茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する契約(以下「貸与契約」という。)について適用し、同日前に結んだ貸与契約及び同日前から引き続き修学資金の貸与を受けるために結ぶ貸与契約については、なお従前の例による。

記入例





申請書類は下の URL からダウンロードしてお使いください

【医療人材課ホームページ】

http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ikusei/isei/div/nurse/educate/loan/shorui.html

【記入例で想定したケース】

本人: 茨城 花子 → 福島 花子(氏名変更)

住 所 〒310-○○○ → 〒310-×××× (住所変更)

水戸市笠原町〇-〇 → 水戸市中央〇-〇(住所変更)

電話番号 000-000-000

養成施設 OO看護専門学校 → ××看護専門学校(転学)

貸与番号 123456789

貸与期間 令和2年4月から令和5年3月(3年間)

返還債務額 1,484,535 円(受領金額 1,296,000 円、利息 188,535 円)

※返還債務額は県から卒業後に送付される確定通知書に記載

免許登録番号 1234567

就業施設 OO病院 → ××病院(就業場所変更)

保証人1:茨城 花美(母) ※本人と同居

住 所 〒310-000

水戸市笠原町〇-〇

電話番号 OOO-×OOO-OOO

保証人2(変更前):水戸 太郎(叔父)

住所 〒310-OOO×

水戸市笠原町O-×

電話番号 OOO-OOOO-XOOO

保証人2(変更後):水戸 花子(叔母) → 土浦 花子(氏名変更)

住所 〒310-OO×× → 〒300-OOO

水戸市笠原町×-× → 土浦市大和町O-O

電話番号 OOO-xOOO-xOOO

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

修学生保証人変更届

下記のとおり保証人を変更したので、届け出ます。

記

	> 11 1	7. 4. (++).7
	ふりがな 氏 名	か と はなこ 水戸 花子
	12 1	07113
	生 年 月 日	昭和 〇年 〇月 〇日
新		〒310−OO ××
717 1	住 所	水戸市笠原町×-×
		(電話 OOO-×OOO-×OOO)
	本人との関係	叔母 (叔父、叔母、兄弟 など本人との関係を記入)
	氏 名	み と たろう 水戸 太郎
旧	住 所	〒 310 -OOO× 水戸市笠原町O-×
		(電話 OOO-OOOO-×OOO)
3	変 更 事 由	※適当な理由を記入してください

収入印紙を貼り付ける ※郵便局などで購入 収入印紙 400 円分 貼付

様式第7号(第7条第2項関係)

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

7 310-0000

修学生 住所 **水戸市笠原町〇-〇**

(電話 000-000-0000)

ふりがないばらき はなご

氏名 茨城 花子

契約書の連帯保証人が記入し、 **契約書と同じ印鑑**で押印

※連帯保証人を変更する場合は 申請と一緒に次の書類を提出

「保証人変更届」

「印鑑証明書」

₹ 310-000

連帯保証人 住所 水戸市笠原町〇-〇

(電話 000-0000-0000)

ふりがな**いばらき はなみ**

保証

氏名 茨城 花美

 \mp 310-000×

連帯保証人 住所 **水戸市笠原町〇-×**

(電話 000-0000-0000)

ふりがな**みと たろう**

氏名 水戸 太郎

修学資金借用証書

下記のとおり茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金を借用いたしました。

記

受 領 金 額	金1,296,000 円
利息	金 188,535円
返還債務額	金 1,484,535 円
貸与を受けた期間	令和2 年 4 月から 令和5 年 3 月まで

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 〇〇看護専門学校

又は大学院の名称

修学生(相続人・保証人)

310-000

住所 水戸市笠原町〇-〇

(電話000-0000-0000)

ふりがな**いばらき はなこ**

氏名 茨城 花子

1号:貸与契約解除後、引き続き養成施設等に在学

2号:卒業後更に他種の養成施設で修学

3号:看護職員不足地域の医療機関等で就業

4号:修士課程を修了し看護職員不足地域の医療

機関等で就業

5号:災害、疾病その他やむを得ない事由

修学資金返還事由発生届

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金について、下記 しましたので、届け出ます。

記

【計算方法】

①1,484,535÷36回=41,237 →41,200(2回目以降) ※100円未満切り捨て

②41,200×35回=1,442,000 ※35回:返還回数-1

貸与を受けた期間	令和2 年 4 月から 令和5 年 3 月まで 3 1,484,535 - 1,442,000 = 42,535 (1 回目)
返還債務額	金 1,484,535 円
返還免除額	金 円 ※貸与期間以上に就業していれば記載(P7)
返還済額	金 円 ※返還した額があれば記載
返還未済額	金1,484,535円 ※返還債務額-免除額-返還済額
該当していた履行猶予事由	茨城県保健師,助産師,看護師及び准看護師修学資金貸与条例 第7条第 3 号 ※参考として3号を記載 (看護職員不足地域の医療機関等に就業)
返還事由	退職のため ※他に1・2号では「退学のため」「別の職種に進学するため」、3号では「看護職員不足地域でない医療機関等に就業するため」「別の仕事に就くため」などがあります
返還方法	1 年賦返還(毎年 月) 2 半年賦返還(毎年 月及び 月) 3 月賦返還(36 回払) ※貸付期間3年(=36ヶ月)が上限 (1回目 42,535 円 2回目以降 41,200 円) 4 一時返還(月)

備考 月賦返還の方法により返還する場合において、1回当たりの返還額に100円未満の端数が 生じたときは、当該端数を1回目の返還額に計上すること。

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 又は大学院の名称

OO看護専門学校

修学生

住所 **〒310-000 水戸市笠原町0-0** (電話**000-0000-0000**)

氏名 茨城 花子

修学資金返還債務履行猶予申請書

下記のとおり茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の返還の債務の履行を猶予していただきたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 貸与を受けた期間 **令和2**年**4**月から**令和5**年**3**月まで

2 返還債務額 金1,484,535円

3 返還免除額 金 円 ※貸与期間以上に就業していれば記載 (P7)

4 返還済額 金 円 ※返還した額があれば記載

5 返還未済額 金1,484,535円 ※返還債務額一免除額一返還済額

6 猶予希望額 金1,484,535円 = 返還未済額

7 猶予希望期間 **令和5**年**4**月から**令和10**年**3**月まで **※**5年間

8 事由 茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例

′第7条第**3**号該当 ※参考として3号を記載

(看護職員不足地域の医療機関等に就業)

1号:貸与契約解除後、引き続き養成施設等に在学

2号:卒業後更に他種の養成施設で修学

3号:看護職員不足地域の医療機関等で就業

4号:修十課程を修了し看護職員不足地域の医療機関等で就業

5号:災害、疾病その他やむを得ない事由

看護職員業務従事証明書

	令和 〇 年 〇 月 〇 日規在
氏名	茨城 花子
業務の種類	保健師(助産師,看護師,准看護師)業務
現在就業中の 施設は 1 に記載 業務従事期間	1 令和5 年 4 月 1 日から現在まで 中断期間 令和6 年 10 月 1 日から 令和7 年 3 月 31 日まで 中断理由 (育児休業による) ※青字は育児休業を半年間取得した場合の事例です。
以前に勤めて いた施設は 2 に記載	2 令和5年4月1日から令和8年3月31まで 一一 中断期間 年月日から年月日まで 中断理由 (
	名 称 〇〇病院
就業施設	所在地 水戸市〇〇町〇-〇

上記のとおり業務に従事している(していた)ことを証明します。



※医療機関等を変更した場合には、全ての施設からの証明が必要となります。 様式第28号の就業場所変更届を提出する際に合わせて取得することをお勧めします。 茨城県知事

【1項】

1号:看護職員不足地域の医療機関等で5年間就業

殿

2号:修士課程を修了し看護職員不足地域の医療機 関等で5年間就業

3号:業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務の継続が不可能

【2項】

1号:看護職員不足地域の医療機関等で貸与期間以上に就業

2号:死亡、災害又は疾病その他やむを得ない事由 により返還不可能 貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 **〇〇看護専門学校** 又は大学院の名称

修学生(相続人・保証人)

住所 **〒310-〇〇〇 水戸市笠原町〇-〇**

(電話000-0000-0000)

氏名 茨城 花子

修学資金返還債務免除申請書

下記のとおり茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の返還の債務を免除していただきたく、関係書類を添えて申請いたします。

- 1 貸与を受けた期間 令和2年4月から令和5年3月まで
- 2 返還債務額 金1,484,535円
- 3 返 還 免 除 額 金 円 ※貸与期間以上に就業していれば記載 (P7)
- 4 返 還 済 額 金 円 ※返還した額があれば記載
- 5 返 還 未 済 額 金**1,484,535**円 ※返還債務額-免除額-返還済額
- 6 免除希望額 金1,484,535円
- 7 事 由 | 茨城県保健師, 助産師, 看護師及び准看護師修学資金貸与条例第8条 第**1**項第**1**号該当(**看護職員不足地域の医療機関等で5年間就 業**)

(表)

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

看護職員業務従事状況届

看護業務従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

令和〇年4月1日現在

業務の種類		保健師(助産師,看護師,准看護師)業務
名 称		OO病院
就業施設	所在地	水戸市〇〇町〇-〇
医療機関等の種類		裏面第 1 号該当
		※病院:1号、診療所(特養):2号、訪問看護事業所:9号など
業務開始年月日等		令和5 年4月1日
		中断期間 令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで
		中断理由 (育児休業による)
		※青字は育児休業を半年間取得した場合の事例です。

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

就業施設等の長 **〇〇病院 〇〇 〇〇 施設の** 以前 公印

医療機関等の種類

茨城県保健師,助産師,看護師及び准看護師修学資金貸与条例第1条の2第1項に規定する 看護職員不足地域に存する次に掲げる医療機関等

- 1 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う 施設
- 4 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 5 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)において看護師を置くこととされている事業所
- 6 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター(助産師の業務に従事する場合に限る。)
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 8 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 9 指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37 号)において保健師,看護師又は准看護師を置くこととされている事業所
- 10 指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)において保健師,看護師又は准看護師を置くこととされている事業所

1号:病院

2号:診療所 ※特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)含む

3号: 病児保育事業を行う施設 4号: 医療型障害児入所施設

5号:主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所等

6号:母子健康包括支援センター ※助産師業務に従事する場合に限る

7号:介護老人保健施設

8号:介護医療院

9号:訪問看護事業所等

10号:介護予防訪問看護事業所等

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 **〇〇看護専門学校**

又は大学院の名称

修学生 住所 **〒310-000**

水戸市笠原町〇-〇

(電話000-0000-0000)

氏名 茨城 花子

 修学生
 氏名

 食所

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

\	ふりがな 氏 名	ふくしま はなこ 福島 花子
新 -	住所	〒 310- ×××× 水戸市中央〇-〇
	氏 名	茨城 花子
	住所	〒310-OOOO 水戸市笠原町O-O
変更事由		婚姻のため
変更年月日		令和 〇 年 〇 月 〇 日

様式第22号(第16条第1項第7号関係)

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 **123456789**修学生 住所 **〒310-000**水戸市笠原町0-0
(電話**000-000-000**)
氏名 **茨城 花子**

修学生転学届

下記のとおり転学しましたので届け出ます。

記

	転	令和4 年 4 月 1 日
新	養成施設又は大学院名	××看護専門学校
	養成施設又は大学院の所在地	水戸市××町×-×
	養成施設又は大学院名	OO看護専門学校
I	養成施設又は大学院の所在地	水戸市O×町O-×
	受 領 金 額	金 864,000 円 ※2年間貸与を受けた場合の額
	貸与を受けた期間	令和2 年4月から 令和4 年3月まで
車	云 学 の 理 由	※適当な理由を記入してください

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日



茨城県知事 殿

修学生卒業(修了)届

下記のとおり卒業(修了)しましたので届け出ます。

記

卒業(修了)	令和	 5年3月O 日		
受 領 金 額	金 1,296,000 円			
貸与を受けた期間	令和	 2年4 月から 令和5 年3	3月まで	
	ア	保健師養成施設	1	助産師養成施設
養成施設又は 修士課程の区分	ウ	看護師養成施設	エ	准看護師養成施設
	才	修士課程		

※養成施設は在学している施設を囲んでください(例では看護師養成施設です)。

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

養成施設又は大学の長 **〇〇養成所 〇〇 〇〇 施設の** 印 公印

茨城県知事 殿

 保証人
 氏名

 食所
 変更届

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

新	ふりがな 氏 名	つちうら はなこ 土浦 花子
	住 所	〒300-OOO 土浦市大和町O-O
	氏 名	水戸花子
	住 所	〒310-OO×× 水戸市笠原町×-×
変更事由		※適当な理由を記入してください
変更年月日		令和 〇 年 〇 月 〇 日

茨城県知事 殿

看護職員免許取得届

下記のとおり免許を取得しましたので届け出ます。

記

	種類	保健師(助産師,看護師,准看護師)免許
免許	登録番号	第 1234567 号 ※免許の番号を記入してください
	登録年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
添付書類		免許証又は登録済証明書 [※] の写し

※登録済証明書は免許証に先立ち交付されるハガキ大の証明書です。 免許証の交付が遅れている場合などは、速やかに登録済証明書の写しをお送りください。

※この様式には裏面もあります。

(表)

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 又は大学院の名称

OO看護専門学校

修学生

住所 **〒310-〇〇〇 水戸市笠原町〇-〇**

(電話000-0000-0000)

氏名 茨城 花子

看護職員業務開始届

下記のとおり業務を開始しましたので届け出ます。

記

業務の種類		保健師(助産師、看護師、准看護師)業務	
/7 = h-	登録番号	第 1234567 号 ※免許の番号を記入してください	
免 許	登録年月日	令和〇 年 〇 月 〇 日	
業務開始年月日		令和5 年 4 月 〇 日 ※看護師として従事を開始した日	
	名称	〇〇病院	
就業施設	所 在 地	水戸市〇〇町〇-〇	
	医療機関等 の 種 類	裏面第 1 号該当 ※病院:1号、診療所(特養):2号、訪問看護事業所:9号など	

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

就業施設等の長 **〇〇病院 〇〇 〇〇 施設の** 公印

医療機関等の種類

茨城県保健師,助産師,看護師及び准看護師修学資金貸与条例第1条の2第1項に規定する 看護職員不足地域に存する次に掲げる医療機関等

- 1 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う 施設
- 4 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 5 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)において看護師を置くこととされている事業所
- 6 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター(助産師の業務に従事する場合に限る。)
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 8 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 9 指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37 号)において保健師,看護師又は准看護師を置くこととされている事業所
- 10 指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)において保健師,看護師又は准看護師を置くこととされている事業所

1号:病院

2号:診療所 ※特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)含む

3号:病児保育事業を行う施設 4号:医療型障害児入所施設

5号:主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所等

6号:母子健康包括支援センター ※助産師業務に従事する場合に限る

7号:介護老人保健施設

8号:介護医療院

9号:訪問看護事業所等

10号:介護予防訪問看護事業所等

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 又は大学院の名称

OO看護専門学校

修学生

住所 **〒310-000 水戸市笠原町0-0** (電話**000-000-000**)

氏名 茨城 花子

看護職員業務廃止届

下記のとおり業務を廃止しましたので届け出ます。

業務の種類		保健師(助産師,看護師,准看護師)業務
業務廃止年月日		令和 〇 年 〇 月 〇 日
就業施設	名称	〇〇病院
	所在地	水戸市〇〇町〇-〇
廃止の理由		※適当な理由を記入してください

(表)

令和 〇年 〇月 〇日

茨城県知事 殿

貸与決定番号 123456789

貸与時の養成施設 又は大学院の名称

OO看護専門学校

修学生

住所 **〒310-0000 水戸市笠原町0-0**(電話**000-000-0000**)

氏名 茨城 花子

看護職員就業場所変更届

下記のとおり就業場所を変更しましたので届け出ます。

記

業務の種類		保健師(助産師,看護師,准看護師)業務
	施設名	××病院
1 /-	施設所在地	水戸市××町×-×
新	就職年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
	医療機関等の種類	裏面第 1 号該当
	施設名	〇〇病院
	施設所在地	水戸市〇〇町〇-〇
	退職年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日

上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

医療機関等の種類

茨城県保健師,助産師,看護師及び准看護師修学資金貸与条例第1条の2第1項に規定する 看護職員不足地域に存する次に掲げる医療機関等

- 1 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う 施設
- 4 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 5 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)において看護師を置くこととされている事業所
- 6 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター(助産師の業務に従事する場合に限る。)
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 8 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 9 指定居宅サービス等の事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37 号)において保健師,看護師又は准看護師を置くこととされている事業所
- 10 指定介護予防サービス等の事業の人員,設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)において保健師,看護師又は准看護師を置くこととされている事業所

1号:病院

2号:診療所 ※特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)含む

3号:病児保育事業を行う施設 4号:医療型障害児入所施設

5号:主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所等

6号:母子健康包括支援センター ※助産師業務に従事する場合に限る

7号:介護老人保健施設

8号:介護医療院

9号:訪問看護事業所等

10号:介護予防訪問看護事業所等

茨城県知事 殿

相続人 住所 **〒310-O×O×** (保証人) (電話**O×O-O×O×-O×O×**) 氏名 **相続 太郎**

修学生死亡届

下記のとおり本人が死亡しましたので届け出ます。

修学生氏名	茨城 花子
貸与決定番号	123456789
貸与時の養成施設 又は大学院の名称	OO看護専門学校
死亡年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日

修 学 生 控

氏		名							
貸 与 決 (修学生		号)	第				号		
貸 与	期	間		年	月 ~		年	月	
卒業養成	施 設	名							
免除予定	至年月	日			年	月	日		
	氏	名							
連帯保証人	住	所			(TEL)
连带体証人	氏	名							
	住	所			(TEL)

免除又は返還完了時まで大切に保管してください。